文京区生活保護受給者就労支援等事業及び生活困窮者就労準備支援事業
業務委託プロポーザル募集要項

1　募集目的及び事業概要

稼働能力を有する生活保護受給者に対して、就労支援（カウンセリング、就労に関する技法の習得、求職活動及び就労定着支援等）を行う。

また、就労に向けて様々な課題を抱える生活保護受給者及び生活困窮者に対して、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備として、日常生活及び社会生活の自立に関する支援のほか、就労体験の提供など就労自立に関する各種支援を行う。

支援の実施にあたり委託する事業者には専門知識に基づき、企画・立案能力、効率的業務遂行力、過去の業務実績等の総合力が求められる。そこで、プロポーザル方式により、広く事業者から提案を募集し、最も適した提案をした事業者を選定することとする。

2　契約期間

令和９年４月１日（木）から令和 10 年３月 31 日（金）まで

3　契約内容

仕様書（案）のとおり

4　提案限度額

提案限度額　21,556,000 円（税込）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

5　参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

⑴　対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

⑶　文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止等取扱要綱（18 文総契第 347 号）による指名停止を受けていないこと。

⑷　文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第４条第１項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6　スケジュール（予定）

	事項	日程
⑴	募集要項の公表	令和８年 10 月 16 日（金）
⑵	質問受付期間	令和８年 10 月 16 日（金）から 11 月４日（水）午後５時まで
⑶	質問中間締切日	令和８年 10 月 26 日（月）
⑷	質問に対する回答期限（中間回答日）	令和８年 10 月 28 日（水）
⑸	プロポーザル参加希望書の提出期限	令和８年 10 月 30 日（金）
⑹	質問に対する回答期限（最終回答日）	令和８年 11 月６日（金）
⑺	参加申込書及び提案書類の受付期間	令和８年 11 月９日（月）から 16 日（月）午後５時まで
⑻	第一次審査：書類審査	令和８年 12 月上旬
⑼	第一次審査結果通知送付	令和８年 12 月中旬
⑽	第二次審査：プレゼンテーション及び質疑応答	令和８年 12 月下旬
⑾	契約委員会への選定結果報告	令和９年１月 15 日（金）
⑿	最終結果通知	令和９年１月中旬から下旬
⒀	契約締結	令和９年４月１日（木）

7　提出書類の配布

⑴　期間

令和８年 10 月 16 日（金）から令和８年 10 月 30 日（金）まで

⑵　配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

トップページ（https://www.city.bunkyo.lg.jp/）の「お役立ちリンク」⇒「事業者向け」⇒「事業者向けプロポーザル」

8　質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

⑴　受付期間

令和８年10月16日（金）から11月４日（水）までの午後５時まで

⑵　受付方法

電子メールにて受け付ける。

ア　件名

プロポーザル質問（文京区生活困窮者就労支援等事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託）

イ　入力内容

事業者名、部署名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス

質問内容は、様式第７号「質問書」に記入して、添付すること。

ウ　申込先

文京区福祉部生活福祉課組織メール宛て

文京区生活福祉課メールアドレス：b302500●city.bunkyo.lg.jp

※●を＠に変換して使用すること。

⑶　回答方法

令和８年10月26日（月）（中間締切日）までに受け付けた問合せ及び質問は、令和８年10月28日（水）区ホームページにて回答する。また、中間回答日翌日から11月４日（水）午後５時までに受け付けた　問合せ及び質問、中間回答日までに受け付けた問合せ及び質問のうち未回答のものについては、令和８年11月６日（金）（最終回答日）にプロポーザル参加希望書（様式第１号）を提出した全事業者に電子メールにより回答する。

9　応募方法

本件 プロポーザルに参加を希望する事業者は、令和８年 10 月 30 日（金）午後５時までに必ず「プロポーザル参加希望書（様式第１号）」をメールで提出すること。（プロポーザル参加希望書の提出がない事業者は、参加申込書及び企画提案書類の提出はできないため、注意すること。）

（送付先）文京区生活福祉課メールアドレス：b302500●city.bunkyo.lg.jp

（件名）プロポーザル参加希望書（文京区生活保護受給者就労支援等事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託）

※●を@に変換して使用すること。

また、提出書類受付期間中に、次の書類を作成し、参加申込書とともに提出すること。

⑴　提出書類

	提出書類	様式	部数
①	参加申込書	様式第２号	1
②	提出書類一覧表	様式第３号	1
③	企画提案書	様式第４号　Ａ４判９ページ以内 ※作成については「企画提案書等作成要領」を参照	9
④	本業務の人員体制	様式第５号	9
⑤	業務受託実績	様式第６号	9
⑥	会社組織図	指定様式なし　Ａ４判	9
⑦	会社概要	指定様式なし　Ａ４判	9
⑧	見積書	指定様式なし　Ａ４判	1
⑨	決算書	（賃借対照表、損益計算書、収支計算書等　指定様式なし）	1

⑵　提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製すること。

① 提出部数等　９部（正本１部・副本２部・選定用６部）※上記⑴提出書類の一覧③～⑦のみ

② 調製方法

ア　正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は原本とすること。

イ　副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

ウ　選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。

なお、添付する書類は、上記⑴提出書類の一覧にある、③～⑦正本の写しとすること。ただし、提出する書類は事業者の名称その他事業者が特定される情報を記載しないこと。

エ　用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則Ａ４判とする。やむを得ない場合は、Ａ３判をＡ４判の大きさに折ったものでも可とする。

オ　可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付けること。

カ　提出書類一式を上記⑴表の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にすること。

キ　その他別紙「企画提案書等作成要領」を確認すること。

ク　直近３か年分の決算書を併せて提出すること。

ケ　提出にあたっては第一次審査結果通知用の封筒（長形３号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

⑶ 提出場所及び提出方法

福祉部生活福祉課（文京シビックセンター９Ｆ北側）へ持参すること。

郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

⑷ 提出期間

令和８年 11 月９日（月）から 16 日（月）までの午前９時から午後５時まで

10　選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員によって次のとおり審査する。

⑴ 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査により委託候補を上位３事業者程度選定する。

⑵ 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された委託候補事業者から、企画提案書類に基づき、１事業者当たり 15 分以内でプレゼンテーションを行う（パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコンについては事業者側で準備すること）。その後、選定委員会の委員から 20 分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションの説明は、総括責任者が行う。

第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形３号。宛先を記入、

110 円切手を貼付したもの）を提出すること。

⑶　委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第１位、総合評価点の２番目に高い事業者を契約交渉順位第２位として選定する。

ただし、区が設定した基準点を下回った候補者は、順位に関わらず選定しない。

⑷　結果の通知

第一次審査の結果は、審査を行ったすべての事業者に結果のみを書面により通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者に結果のみを郵送で通知する。

11　情報公開の取扱い

参加した事業者名については、委託候補事業者に限らず情報公開の対象となる。また、事業者の提出書類等は、情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた箇所（ノウハウ、人事に係る情報等）については非公開とする。

12　無効・失格

⑴　企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。

⑵　参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。

⑶　提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。

⑷　選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。

⑸　⑴及び⑷の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

13　辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第８号）を令和８年 12 月３日（木）午後５時までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

14　契約

契約に当たっては、契約交渉順位第１位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第１位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第２位の事業者を繰上げ、協議を行う。

15　その他

⑴　参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

⑵　提出された参加申込書等の提出書類は、返却しない。

⑶　提出された参加申込書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

⑷　提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
⑸　本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16　事業担当

文京区福祉部生活福祉課自立支援担当　深田・久保
ＴＥＬ　（０３）５８０３－１９１７
ＦＡＸ　（０３）５８０３－１３５４
メールアドレス：b302500●@city.bunkyo.lg.jp
※●を@に変換して使用すること。